第12章

その他

以下の措置は、今回の報告書の国・地域としては対象外であるが、昨今、導入され、貿易歪曲効果を有する措置であることから、取り上げることとしたものである。

(1) アルゼンチンの非自動輸入ライセン ス制度の導入・拡大

<措置の概要>

アルゼンチン政府は、2008 年 11 月に金属製品 (エレベータなど) 等約 400 品目について輸入事業者・輸出事業者・輸入物品の価格、数量などの情報を添えた申請を義務付ける非自動輸入ライセンス制度を導入したが、2011 年 2 月には、この対象品目が約 600 品目に拡大された。

さらに、アルゼンチン政府は、輸出入均衡要求 (例えば、1 ドルの輸入を行う条件として、同額 の輸出または国内投資を求める措置) や輸入を抑 制することなどを目的とした国産化要求なども行 っている。

また、2012年2月には、事前輸入宣誓供述制度 (DJAI) を制定した。このため、輸入をしようと する事業者は、輸入手続きに着手する前に、指定 された事項を連邦歳入庁(AFIP)に登録し、事前承 認を得ることが必要となった。

なお、2013 年 1 月、非自動輸入ライセンス制度 は廃止されたが、その他の措置(事前輸入宣誓供 述制度、輸出入均衡要求など)は依然として継続 していた。

<国際ルール上の問題点>

輸出入均衡要求については、ライセンス発給の

要件としてアルゼンチン産品の輸出等の要求に応じる必要があることから、輸入規制を原則禁止する GATT 第 11 条に違反する。また、輸出入均衡要求は具体的法令に基づかない口頭指導による輸入制限であるため、貿易規則の公表等を定める GATT 第 10 条にも違反する。

事前宣誓供述制度についても、ライセンスの発給においてアルゼンチン当局による恣意的な裁量が介在する制度であることから、GATT 第 11 条に違反する。また、GATT 第 10 条及び輸入ライセンス協定第 1 条、第 3 条、第 5 条等の透明性原則にも違反する。

<最近の動き>

2009 年以降、経済産業審議官、在アルゼンチン 大使館、日本の産業界からアルゼンチン政府に対 して、措置改善の申入れを継続してきた。WTO に おいても、2009年以降、WTO輸入ライセンス委員 会、TRIMs 委員会及び物品理事会において、米 国・EU 等と協調して懸念を表明しており、特に、 2012 年 3 月には、日本・米国・EU を含む 14 ヵ 国・地域が WTO 物品理事会において共同で懸念表 明を行った。しかしながら、依然として改善が認 められなかったため、同年5月にはEUがアルゼン チンに対し、WTO 協定に基づく二国間協議要請を 実施した。我が国は、産業界(日本貿易会、日本 機械輸出組合、電子情報技術産業協会、日本商工 会議所等)による改善要望も踏まえ、同年8月、 米国・メキシコとともに二国間協議を要請し、同 9 月にジュネーブにおいて協議を実施した。しか しながら、満足のいく解決を得られなかったこと から、同年 12 月、日本は米国・EU とともにパネ

ル設置要請を行った。パネルは2013年1月に設置され、2014年8月、アルゼンチンの輸入制限措置はGATT第11条第1項(数量制限の一般的廃止)に整合しないとの日本、米国、EUの主張を全面的に認めるパネル報告書が公表された。2014年9月、アルゼンチンはパネルの判断を不服として上訴を行ったが、2015年1月、上級委員会は本件措置について報告書を公表し、パネル報告書を支持し、アルゼンチンにWTO協定に従って措置を是正するよう勧告した。なお、GATT第10条及び輸入ライセンス協定第1条、第3条、第5条等の透明性原則については、パネル及び上級委員会は判断していない。

アルゼンチンの履行期限は 2015 年 12 月末であったところ、2015 年 12 月 31 日に事前輸入宣誓供述制度 (DJAI) を撤廃したとアルゼンチンは公表したが、DJAI に代わり、新たな輸入ライセンス制度 (SIMI)の導入を発表した。SIMI は、自動ライセンス (18,000 品目) と非自動ライセンス (1,400 品目弱) から成る制度となっており、非自動輸入ライセンスについては「申請を 10 日以内に判断する」としつつも「必要な場合には延長できる」と規定されている等、DJAI との差違が不明確なことや WTO 協定に整合的な内容となっているか疑義があることから、我が国は引き続き、アルゼンチンの履行状況について情報収集すると共に、WTO 協定に整合しないと認定された措置を速やかに是正するよう注視する。

(数量制限に関する論点の詳細については、Ⅱ 部3章 主要ケース(4)参照。)

(2) ウクライナの穀物輸出規制(輸出割 当)

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール 整合性の観点からは明確に問題があると言えな い貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の 懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

ウクライナ政府は、2010 年 10 月、干ばつに伴 う国内の穀物生産量の減少等に伴い、小麦、大麦、 とうもろこし等に対する穀物輸出割当を導入した。 その後2回の延長を経て、2011年5月又は6月に、 とうもろこしに、小麦、大麦、メスリン、ライ麦、 そばについては輸出割当が廃止された。

また、2011 年 7 月から 2012 年 1 月までの予定で小麦、大麦、とうもろこしに輸出税が課されたが、小麦、とうもろこしの豊作が見込まれたことから、同年10 月にこれらの輸出税は撤廃された。

FAO の統計によると、ウクライナの輸出量シェア (2011年) は、小麦及び小麦粉が 2.6% (世界 10位)、大麦が 8.2% (同 6 位)、とうもろこしが 7.1% (同 4 位) となっている。

<懸念点>

ウクライナは小麦、大麦の主要な輸出国であり、輸出割当措置は、世界の穀物需給や価格にも影響を及ぼすものであった。ウクライナ政府は導入の理由について、GATT11条2(a)における「危機的な食料の不足」を挙げたが、WT0協定上、明確に問題があるとは言い切れないものの、小麦、とうもろこしの輸出余力が残っており、「危機的な食料の不足」と言える状況であったかどうかについては疑問が残る。また、現状では、輸出規制措置に関する加盟国への情報開示の仕組みが十分整備されているとはいえず、各国の措置がGATT11条2項や20条に整合的か否かについて判断できないという問題がある。

<最近の動き>

報道によると、2012年9月、ウクライナ農相と 穀物輸出ユニオンは、2012/13年度の穀物につい て自主的な輸出枠に合意(小麦400万トン、大麦 300万トン、とうもろこし1,240万トン)したが、 同年11月以降、小麦などの輸出枠を見直しながら 輸出を継続している。

2012 年 11 月の WTO 農業委員会では、我が国の他、豪州、EU から輸出規制導入の可能性を質したのに対し、ウクライナから、仮に導入する場合には WTO のルールに則り行う旨の回答があったところであるが、今後とも状況を注視していく必要がある。

(3) エクアドルの自動車輸入総量規制

<措置の概要>

エクアドル政府は、2012年6月、2012年の完成 車輸入量及び額を2010年輸入実績の30%削減する 旨を発表し、当該措置を2014年12月31日まで実 施予定とした(2013年及び2014年の完成車輸入に も適用。)。さらに、2014年12月29日、エクア ドル政府は、2014年末までの時限措置としていた 輸入数量制限を一部強化(完成車については、13年実績の輸入量及び額と比較して、40%の削減。 組立てのためのCKD(※部品単位で完全に分解され た形態で輸出)については、13年実績の輸入量及 び額と比較して20%の削減)した上で、当該措置を 2015年12月31日まで延長する旨を決定した。ま た、2016年1月、同措置を一部強化した上で、同 年12月31日まで延長した。

<国際ルール上の問題点>

エクアドル政府が実施する輸入総量規制は、輸入規制を原則禁止する GATT 第 11 条 1 項に違反する。

<最近の動き>

大使館等を通じて、エクアドル政府に申入れを 行うとともに、WTO 物品理事会において、累次にわ たり懸念を表明したところ、エクアドル政府は 2016 年末をもって措置を延長せず、自動車総量規 制を撤廃されることとなった。他方で、今後も新 たに貿易制限的規制が導入されないかどうか引き 続き注視していく必要がある。

(4) トルコの商標権侵害問題

<措置の概要>

2008年7月、トルコ最高裁判所により、商標権の保護に関する法令第556号 (Decree Law 556)の商標権侵害に対する刑罰規定について「政令において刑罰を定めることは違憲であり、6ヶ月後の2009年1月5日をもって、同政令における刑罰規定は効力を失う」という判決が言い渡された。更に、行政機関が定める政令により罪及び刑罰を

定めることができない旨を定めた改正刑法が 2009 年1月1日に施行されたことにより、上述の政令 の刑罰規定は同日より無効となった。

それにもかかわらず、法律をもって罰則を定め た改正商標法が 2009 年 1 月 28 日まで制定されな かったため、商標権侵害に対する刑罰規定が存在 しない空白期間が生じた。これに加えて、トルコ 憲法において、刑罰を定める条文が改正された場 合、犯行の時点で有効な法律、又は犯行後に施行 された法律のうち、もっとも被告人に有利な法律 を適用する旨が規定されていることから、改正商 標法施行 (2009年1月28日) 以前に行われた商標 権侵害行為に係る刑事裁判で、判決までに上記空 白期間を含むものについては、もっとも有利な法 律として処罰規定のないものが適用される結果、 被告人に無罪判決が言い渡されている。また、権 利侵害品が①公共の安全を害する物である場合、 ②他の刑事事件の対象物となっている場合などは、 例外的に当該侵害品を没収する旨の判決が下され ているものの、それら以外については、捜査段階 で押収した権利侵害品については、原則として被 告人に返還する旨の判決が下されている。

<国際ルール上の問題点>

2009 年 1 月 1 日に上述の政令の刑罰規定が失効し、同月 28 日の改正商標法施行まで商標権侵害に対する刑罰規定が存在しなかったことは、知的所有権侵害行為に対する権利行使手続を国内法で確保することを求める TRIPS 協定 41 条、及び商標の不正使用について適用される刑事上の手続及び刑罰の制定を義務づける同協定 61 条に違反する。

<最近の動き>

本件に関しては、2010年2月、政府模倣品・海 賊版対策窓口に対し、知的財産権の海外侵害状況 調査制度に基づく企業からの申立てが行われたこ とを受け、同年6月、我が国政府として、事実関 係等の調査の実施を決定し、同年11月には日本、 米国、欧州が共同でTRIPS協定上の義務の遵守の ため、商標権侵害に対する刑罰規定が存在しない 空白期間に押収された権利侵害品の市場環流防止 を含めたトルコ政府が取り得る方策を提案し、本 件の早期対応をトルコ政府へ要請した。また、2011年5月には、日本政府が、司法省、最高裁判所、各地の知的財産裁判所を訪問し、権利侵害品の環流防止に向けた仮差し押さえの手続き簡素化等、本件への早期かつ適切な対応を再度要請した。さらに、2012年2月のWTO/TPRB会合、同年7月の日トルコ貿易・投資閣僚会合の場等においても、解決を要請した。加えて、2013年6月にも再度トルコの関係機関(司法省、特許庁、検察、国会)を訪問し、現在の状況の確認等と販売目的所持を刑事罰の対象とする改正法の成立を強く要請した。

直近では、2017年1月10日に特許、商標、意匠、 地理的表示の保護に関する規定が一つの法律に組 み込まれた新たな産業財産法が施行されたとの情 報があり、今後は、新たな侵害事件について、新法 に沿った適切な刑罰が科されていくのか、注視す る必要がある。

(5) トルコのゴム製タイヤに対する関税 評価措置及び輸入追加関税措置

<措置の概要>

2016年5月、トルコ政府は、ゴム製タイヤ2品目について、関税評価単位を5ドル/kgとし、関税評価単位5ドル/kgを超えない製品に対する輸入監督措置の手続・規律を定める措置を導入した。さらに、2016年9月に、同製品についての実行税率を譲許税率ぎりぎりまで引き上げる追加関税措置を導入した。

<国際ルール上の問題点>

トルコ政府は、本規則に基づいて実際の取引額が5ドル/kg 未満の製品の関税評価額を本規則で定められた関税評価単位(5ドル/kg)に補正し課税する運用を行っており、同措置は、関税価格は実際の価格に基づくものと定めているGATT第7条及びGATT第7条の実施に関する協定(関税評価協定)第1条第1項・第7条第2項(f)(g)等に違反に当たる可能性がある。

また、その後9月に導入された追加関税措置と 相まって、実行税率が譲許税率を超えることとな っており、譲許税率を超える関税は免除されると 規定する GATT 第2条にも違反する可能性がある。

<最近の動き>

トルコ政府に対し、本件に対する懸念を表明するとともに、詳細な説明を求めている。

(6) モンゴルの外資規制をめぐる動き

<措置の概要>

モンゴル政府が国家大会議(国会)に提出した 「戦略的分野において事業活動を行う企業に対す る外国投資を調整する法律(以下、外資規制法)」 が2012年5月に可決され、制定された。

本法は、外資が戦略的分野(鉱物資源、銀行・金融、マスメディア・通信)に投資する場合に、 国家安全保障の観点から規制を行うもので、外資 比率 49%以上かつ投資金額が日本円換算で約 60 億 円以上の場合には、国家大会議の承認が必要とさ れた。当該分野で事業を行う企業の株式を 1/3 以 上取得する場合や経営幹部の人事等について、モ ンゴル政府の承認が必要とされた。その後、国家 大会議の承認は、外国の国有又は国の資本が含ま れる投資家の比率が 49%を超える場合とし、その 他の場合はモンゴル政府の承認が必要とする改正 案が 2013 年 4 月に成立した。

本法を理由に、モンゴルに進出している当該分野の日系企業へのライセンス交付が承認されず、 日系企業の活動が阻害される事案が発生し、モンゴルにおけるビジネス環境の悪化が問題視された。

<国際ルール上の問題点>

本法の対象となる戦略的分野は、モンゴルが GATS において、自由化を約束した分野 (実務サービス (エンジニアリングサービス、鉱業に付随するサービス等) の一部、通信サービスの一部、金融サービスの一部等) が含まれており、市場アクセスを規定した GATS 第 16 条及び内国民待遇を規定した第 17 条違反の可能性が高いと思われる。

<最近の動き>

日モンゴル EPA 交渉の場を通じて、本法に関する問題点を指摘、モンゴル側に善処を求めた。ま

た、2013 年 8 月に開催された経済産業大臣とモンゴル経済開発大臣との会談の機会を通じて、モンゴル側に再度善処を求めるとともに、在モンゴル日本国大使館からモンゴル政府に対し、公正な競争環境が整備されていないことに対する懸念を表明した口上書を送付した。

2013 年 10 月、新たな「投資法」が可決され、制定されるとともに、外資規制法が撤廃された。投資法は、モンゴル政府の承認を要する対象が外国の国有又は国の資本が含まれる投資のみに変更され、内外投資家の区別無く、モンゴル政府が租税環境(法律で定める租税の種別及び税率の明確化,賦課並びに納付にかかる法的調整の構成)の安定化や知的財産権の保護などに法的保証を付与することとなった。

2015 年 2 月には、日モンゴル首脳会談において、両国首脳の間で日モンゴル E P A 及び同協定の実施取極への署名が行われた。2016 年 5 月に協定の効力発生のための外交上の公文の交換が行われ、2016 年 6 月 7 日に協定が発効した。豊富な天然資源に恵まれるモンゴルと我が国の関係は極めて緊密かつ重要であり、本協定は、今後の両国間の貿易・投資を促進するための重要な枠組みである。また日モンゴル EPA はモンゴルにとって初めてのEPA/FTA となり、2010 年 11 月の日本・モンゴル共同声明に掲げる「戦略的パートナーシップ」を一層強化するための重要なステップとなる。

(7) フラット・パネル・ディスプレイへ の課税に関する GATT2 条違反

<措置の概要>

ITA (情報技術協定) では、参加国は付属書Bに

明示されているフラット・パネル・ディスプレイ (FPD) を譲許表に掲載し、無税で通関させることを求めている。

他方、ITA 参加国であっても、税関が譲許対象となる製品であると認定しない、もしくは他の製品と誤認する等の理由により、譲許対象外とされているビデオモニター等の別の分類の製品であると判断して高額の関税を課すケースがあり、日本企業に被害が生じる事案が発生している。

<国際ルール上の問題点>

具体例として、東南アジア諸国等の一部税関に よるデジタルサイネージ(屋外での広告等に使わ れている大型ディスプレイ) への課税の例が挙げ られる。現在、「デジタルサイネージ」の明確な定 義は存在しないものの、2010年9月に採択された EUによる IT 製品への違法な関税賦課に関する WTO パネル報告書(第 I 部第 4 章関税(2)①(b)参 照)では、ITA付属書Bに基づきコンピュータに使 用できるように設計された FPD であれば、ITA に 基づく無税譲許の対象品目であって、関税を撤廃 しなければならないとの判断を示している。「デ ジタルサイネージ」は、PC と接続して使用するモ ニタであり、FPD として分類されるべき製品であ るが、上記の条件を満たすデジタルサイネージを 有税品目である「ビデオモニター」など別の分類の 製品として関税を課すのは GATT 第2条違反に該当 する可能性が高いと思われる。

<最近の動き>

被害企業がそれぞれの国の税関に対して実態説明を続けるとともに、我が国として実態把握に努めている。



模倣品の世界的拡散と法制度・運用上の課題

(1) 模倣品の世界的拡散と模倣手口の巧妙化

グローバル化した経済の下、国境を越える世界 規模での模倣品の拡散が深刻化している。OECD 及 び EUIPO の調査 (2016 年) によれば、2013 年にお ける模倣品・海賊版商品の流通総額は世界総貿易額の2.5%に相当する4,160億ドルに上り、侵害される権利も、商標権、意匠権、著作権や特許権等、様々な種類の知的財産権に及んでいる。

模倣品の拡散の要因としては、インターネットによる情報流通の拡大や物流システムの発展が考えられる。模倣品の多くは世界の工場である中国から輸出され、アジア地域だけでなく、欧米、ロシア、南米、中東、アフリカ等の巨大市場へ流出している。例えば、中国で製造されたと見られる模倣品が、中東地域の一大物流中継地点であるドバイの自由貿易地域(FTZ)及び自由港(FP)を経由して、中近東の近隣諸国や中央アジア、アフリカ、中南米、欧州、ロシア等へ流入しているとの指摘がある。同様に、中国製と見られる模倣品がパナマのコロン、チリのイキケ等のFTZを経由してブラジルやメキシコにまで流入しているとの指摘もある。

また、組織的な国際分業により模倣品の製造・販売を行う等、模倣手口の巧妙化・高度化も報告されている。例えば、中国等でノーブランドの模倣品を製造・輸出し、知的財産権の保護水準の低い第三国で商標権侵害の模倣ラベル及びパッケージを製造・印刷して貼付するという手口が確認されている。また、中国等で日本ブランドをアラビア語に翻訳した商標を登録し、模倣品に当該商標を添付して輸出することで、海外消費者に誤認混同を生じさせている例も確認されている。

(2) 法制度・運用上の課題

このような模倣品問題の世界的拡散は、グローバルにビジネスを展開する日本企業にとって深刻な問題をもたらしている。そして、諸外国の法制度や運用には、日本企業が効果的かつ迅速な権利行使を行う上での様々な問題が報告されている。

例えば、ASEAN¹や中南米等新興国の一部では、 知的財産権を侵害する輸出貨物や通過貨物は国境 措置の取締り対象外であり、中国等の模倣品製造 国から他国へと模倣品が拡散する一因にもなって いる。また、インドでは、我が国のようなデッド コピー規制に関するルールが整備されておらず、 他人による商品の形態模倣を円滑に排除できない。 商標や意匠の冒認出願を行った模倣品販売業者に 対しては、異議申立や無効審判手続きに長期間を 要するため、そうした者が無権原であることの立 証が困難であり、模倣品対策が円滑に進まないと いった問題も存在する。さらに、中国2やロシア等 では、商標権侵害物品の販売価格総額等が一定の 水準に達しない限り刑事措置の対象とならず3、一 方で個別事案における販売価格総額等の算定方法 に関しては国内で統一的な運用がなされていない 点もある等の問題があり、模倣品販売業者の刑事 的責任を追及することが困難となる事態を招来し ている。台湾においては、法制度は整備されてい るもののいまだ日本コンテンツの知的財産権侵害 が多数発生しており、海賊版 DVD/CD の蔓延により 正規流通が阻害されているというのが我が国産業 界の認識である。加えて、近年のインターネット の普及を背景として、ウェブサイト上で知的財産 権が侵害される事例や、ウェブサイトを通じて模 倣品が販売される事例が多発しているが、このよ うな事例に対処する上で効果的な法制度整備の必 要性も指摘されている。

特に、これら途上国を中心とする民間企業による知的財産権侵害に対しては、当該国家として積極的な取り組みの動機が生まれ難い側面があるため、これらの問題を解決するためには、TRIPS協定に規定される知的財産権の侵害を除去するための権利行使の実効性確保だけにとどまらず、各国による模倣品撲滅のための意識改革及び積極的な取組を促していく必要があると認識している。

(3) 我が国の対応

これまでみてきたように、TRIPS 協定等の国際ルールの履行問題に加え、近年は、TRIPS 協定等既存の知財保護に関する国際的な枠組みでは手当てしきれない問題や、ルールは整備されていても実効的な運用が伴わず適切なエンフォースメントが確保されていないといった問題が多く発生している。

このような状況の中で、我が国政府としては、 EPA/FTA 等の交渉の枠組みを活用し、中国やイン

¹ 詳細は第 I 部第 2 章「模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」参照。

² 詳細は第 I 部第 1 章「模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」参照。

³ 中国の刑事措置の閾値と TRIPS 協定との整合性に関する問題については第 I 部第 1 章「中国」(刑事上の制裁)参照。

ド、ASEAN等新興国に対して、TRIPS協定等の既存の知財保護の遵守を求めるとともに、それら国際ルールを基礎とした高いレベルの知財保護、模倣品対策強化、知財制度の手続及び運用の透明性の向上を求めている。他方、先進国との交渉を通じて、高水準の知財保護等のモデルを確立し、新たな国際ルールの標準になることが期待される。

さらに、二国間での政府間対話を通じて、相手 国政府に対し改善を要望するとともに、世界各地 で展開している真贋判定セミナーや研修、啓発活 動を通じて、新興国等の理解を得られやすい協力 的なアプローチの量的・質的拡充も並行して行う ことが重要である。EPA/FTA 等の枠組みにおいて は知的財産小委員会/ビジネス環境整備小委員会 を活用し、相手国政府に模倣品対策強化等を働き かけている。

また EPA/FTA 等の枠組み以外にも、働きかけを 行っている。このようなアプローチの具体例の一 つとして、2014 年 12 月 1 日にベトナム税関総局 と日本貿易振興機構(ジェトロ)ハノイ事務所との間で署名された、水際措置における知的財産権保護強化に向けた協力同意書が挙げられる。これは、ベトナムで税関登録を行った日本企業の権利保護を目的に、情報共有等を行うことで両者が同意したものである。これまで日本企業は、写真等の情報が不足したまま侵害疑義品の真贋判定を迫られることも多かったが、今後、この協力同意書に沿った運用が定着すれば、侵害疑義品の写真又はサンプルが税関から日本企業に提供されるため、確実な真贋判定に基づく差止の申立てが可能となり、ベトナムにおける水際措置の実効性が向上する見込みである。

また、2016年9月には、経済産業省とサウジアラビア王国商業投資省との間で、模倣品対策分野における協力覚書を署名しており、今後両国が協力しつつ模倣品対策に資する活動を行っていくことが期待される。